

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案について

平成20年8月  
総合政策局

## 目的・背景

船舶からのふん尿等の排出については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において一定の規制を行っているところ、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「政令」という。）を改正し、「海面下に排出すること」という基準について、国土交通省令で定める一定の排出率（単位時間当たりの排出量をいう。以下同じ。）以下の排出率で排出する場合には、海面より上の位置からふん尿等を排出することができる旨の特例を設ける予定である。

上記政令改正に伴い、海面より上の位置からふん尿等を排出する場合の排出率の上限を新たに定める必要があるため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「規則」という。）の改正を行う。

## 概要

（1）海面より上の位置からふん尿等を排出する場合の排出率の上限の新設

改正後の政令別表第2の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める排出率は、毎分200リットルとする。

（2）その他

所要の改正を行う。

## スケジュール（予定）

公 布 ： 平成20年9月18日（改正政令の施行の日）

施 行 ： 公布の日